

新しい保険証や高齢受給者証を郵送します

▶問合せ 保健福祉課保険係 ☎24-5111 (内線133)



▲緑色です



▲白色です

8月1日からの新しい後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険高齢受給者証を、7月中に郵送します。現在お使いのものは、7月31日が有効期限となります。

●後期高齢者医療の保険証

新しい保険証(被保険者証)の色は緑色です。薄緑色の封筒で郵送します。

なお、保険料の滞納状況により有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

●国民健康保険(国保)の高齢受給者証

70歳から74歳までの国保加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。保険医療機関を受診する場合には、国保の被保険者証と高齢受給者証を忘れずに提示してください。

●自己負担割合について

新しい証の自己負担割合は次のとおりです。今年度の住民税課税所得から判定されます。

3割負担…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方

2割負担…国保加入者で上記以外の方

1割負担…後期高齢者医療加入者で、上記以外の方

なお、後期高齢者医療加入者は、住民税課税所得が145万円以上でも収入額が一定の基準より少ない場合は、申請すると負担割合が1割負担になります。該当する方には「基準収入額適用申請書」が同封されますので忘れず申請してください。

マイナポイントの申込みが始まります

▶問合せ 企画課広報統計係 ☎24-5111 (内線141)

7月から順次、マイナポイントの申込みができるようになりました。スマートフォンからもオンラインで24時間予約・申込みができますので、ぜひご利用ください。



事前準備

マイナンバーカードを取得・マイナポイントを予約



申込み

マイナポイントアプリを起動し、「マイナポイントの申込み」をタップ。お好きなキャッシュレス決済サービスを選んでください。(各決済サービスのアプリ上などで申込みできる場合等があります)

令和2年9月～

選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物。選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとしてマイナポイントが付与されます。

手続きの際は次の点にご注意ください

○申込み前に、マイナポイントホームページで希望するキャッシュレス決済サービスを検索のうえ、申込方法(申込開始日、決済サービスID、セキュリティコード、事前登録有無など)をご確認ください。

○スマートフォンで手続を行うには、マイナポイントアプリに対応した機種をお持ちである必要があります。

○申込み後の取消しや決済サービスの変更はできません。
○8月末までにチャージやお買い物をしていただいても、マイナポイントは付与されません。

●詳しくはマイナポイントホームページをご覧ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

